

Aichi Sky Expo COVID-19 感染防止ガイドライン

Ver.5【主催者様用】

2020 年 12 月 10 日
愛知国際会議展示場株式会社

■はじめに

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)等を踏まえ、愛知国際会議展示場株式会社として定めたものです。

尚、本ガイドラインは政府／新型コロナウイルス感染症対策専門家会議／愛知県等から発信されるガイドライン等の変更などにより、随時改定することがございます。

■感染防止ガイドライン

1-1. イベント参加者の人数の目安

「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室」「愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部」が 11 月 12 日付け事務連絡を踏まえ、12 月以降の催物開催につきましては、当面来年 2 月末まで現在の取り扱いを維持します。

12月1日～来年2月末までのイベント開催制限のあり方について（上記通知の概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、当面来年2月末まで、原則として現在の取り扱いを維持することとする。
ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンスに基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染予防策を前提に100%以内とする。
マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共用部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

(*) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（※できれば2m）	5,000人
時期		収容率	人数上限
12月1日～ 来年2月末まで	イベントの 類型	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がかいもの（注2） 100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等 50%以内 （席がない場合は十分な間隔）
			①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 （注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声が無い場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

※ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。
すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件に付いて

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- ・ **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- ・ **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）**や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ・ **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止し**、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- ・ **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- ・ **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等で密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

1-2.各種関係ガイドラインの遵守

各関係業界が策定しているガイドラインを遵守していただくとともに、催事ごとの調整事項が異なる場合もあるため、Aichi Sky Expo の運営担当者との事前打ち合わせをお願いします。

2-1.感染者発生リスク軽減・抑止・管理の体制

- ・イベント開催に伴う各関係者（主催者／スタッフ／出展者）および来場者に対し、**健康チェック（検温、その他諸症状の有無）**を実施すること。
- ・すべての期間において、**主催者／スタッフ／出展者／来場者全員のマスクの着用を必須とする。マスク未着用の場合は、入館させないよう対応すること。**
- ・主催者／スタッフ／出展者／来場者が通行する**各箇所に消毒液の設置をし、手指の消毒対応を必ず実施するように案内すること。**
- ・スタッフ／出展者／来場者が接触する機材（例：机、いすなど）は使用頻度に関わらず、**毎回消毒殺菌対応をおこなうこと。**
- ・換気について、通路口／搬入出口などを開放することで換気状況を向上させること。すべての期間において、イベント開催などに支障がでない範囲で実施すること。
- ・すべての期間において、スタッフ／出展者／来場者の体調不良が発生した場合の対応として、極力、医療従事者の常駐、または保健所・医療機関への早期連絡・引き渡しの体制を整えておくこと。
- ・参加者名簿等による連絡先等の把握や、政府により導入されている接触確認アプリ等の活用により、感染の把握や追跡等が可能となるよう強く推奨すること。（関係者は導入の徹底）

- ・すべての期間において臨時の喫煙所を設ける際は、屋外に設置すること。
その際、設置個所へのサイン(会話は極力控える、利用者同士の距離を空ける、喫煙後は速やかに退出する。)を掲示すること。

2-2.感染防止体制の案内告知

- ・イベント開催前から Web などによる告知において、「検温／マスク着用の必須／各出入口での手指の消毒」、以下の諸症状者の来場のお断り(37.5 度以上の発熱／咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐)／来場予定日 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合」を掲載すること。
- ・すべての期間中、スタッフ／来場者向けに密集注意の案内(看板・アナウンス)を定期的を実施すること。

3.運営面での対策要件

【待機列／入退場口】

- ・待機列が予想される場所では、間隔目印:床面に「**十分な人と人との間隔(1m)**」で目印・デザインを施工すること。
- ・来場者が待列している場所では、「**十分な人と人との間隔(1m)**」を空けることとし、スタッフによる待機列のコントロールを実施すること。
- ・待機列が長蛇になり列間隔の密集が懸念される場合は、一時的な列の解除(整理券などの配布)を実施し、密集エリアを解除すること。
- ・一方通行等の強制動線は、密を避ける別通路への抜け道・広場を可能な限り設置すること。

【スタッフ／出展者／来場者の接触機会】

- ・スタッフ／出展者／来場者の接触を極力避けるための工夫(キャッシュレス決済、チケットレス入場)をおこなうこと。手渡しによる対応が発生する場合は、アクリル板・ビニールシートの設置やスタッフの手袋着用などをおこなうこと。
- ・来場者にむけて行う説明や案内は、「フェイスシールド・マスク」など感染防止を徹底したうえで実施すること。
- ・不特定多数の来場者が接触する可能性があるサンプル品／見本品などの利用は極力避けること。どうしても利用が必要な場合、サンプル品／見本品の消毒殺菌対応を頻繁に実施すること。
- ・ホール内での来場者用通路幅は約 3m を推奨とするが、会場の広さ・小間面積に合わせ個別に決定。

【座席仕様の接触対策】

- ・セミナー感染防止策として、登壇者と最前列の席との距離は飛沫到達距離である最低 2m 以上空けること。
- ・聴講者同士の感染防止対策のため、必要に応じて座席の間引き等の対応をおこなうこと。
- ・4 名座席の使用については、対面席の利用は避けられるよう設置段階での工夫を施すこと。
- ・やむを得ず対面で接する場合は、透明なパーティションを設置するなど、飛沫感染防止対策をおこなうこと。
- ・頻繁に利用者が変わる仕様の場合は、その都度利用した設置品(机・椅子など)の消毒殺菌対応を実施すること。

【飛沫感染予防対策用ビニールシート・消毒液】

- ・火気使用設備、器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。
ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防火製品など）を使用すること。
- ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。
- ・消毒液は、消防法上の危険物に該当するアルコール（60wt%以上）のものは、設置する製品の注意事項を遵守した上で、最低限の量（おおむね 1 か所あたり 500ml 以下）を設置すること。

【Aichi Sky Expo 感染防止対策 運用手引き】

- ・イベント内容を計画するにあたり、「Aichi Sky Expo 感染防止対策 運用手引き」を確認の上で、イベントのプランニングをおこなってください。

■参考資料

- ・内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室
 - 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」
 - 「来年 2 月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について」
- ・愛知県
 - 「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」
 - 「11 月末までの催物の開催制限等について」
- ・一般社団法人日本展示会協会
 - 「展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」
- ・一般社団法人コンサートプロモーターズ協会／一般社団法人日本音楽事業者協会
一般社団法人日本音楽制作者連盟
 - 「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
- ・公益社団法人全国公立文化施設協会
 - 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・一般社団法人ビジネスイベント支援協会
 - 「安全にビジネスイベントを実施するためのガイドライン」

■本件に関する問い合わせ

Aichi Sky Expo 広報チーム

Tel 0569-38-2365

Mail contact@aichiskyexpo.com